

定 款

株式会社ケースホールディングス

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社ケーズホールディングスと称し、英文ではK'S HOLDING S CORPORATIONと表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 電気製品、石油器具、ガス器具、消火器、冷暖房機器の販売並びに附帯工事及び修理
2. 時計、カメラ、計量機器、光学機器、医療機器、通信機器、電話、携帯電話、教育機器、事務用機器、コンピューター機器の販売及び修理並びに写真の現像、各種鍵の加工
3. 磁気テープ、レコード、コンパクトディスク、レーザーディスク、楽器、遊戯機器、玩具、家具、室内装飾品、厨房台所用品、衣料品、靴、はきもの鞄、袋物、雨具、寝具類、文具、書籍、スポーツ用品、釣用品、健康器具、事務用品、日用雑貨品、給排水器具、衛生用器具、建築資材、木材、塗料、金物、機械工具器具の販売
4. 前各号商品のレンタル業
5. 石油製品の販売、自動車、自転車、ヨット、モーターボート及びその部品・用品の販売並びに整備
6. 小動物、ペット用品、園芸用植物、園芸用品、肥料、飼料、燃料、農薬、毒物劇物の販売
7. 医薬品、医薬部外品、医療用器具、介護機器、介護用品、化粧品、度量衡計量器の販売
8. 貴金属、宝石、美術工芸品、装身具、眼鏡の販売
9. 情報処理サービス業及び情報提供サービス業並びにそのソフトウェアの開発、販売、リース、レンタル事業
10. 飲食料品、米穀類、酒類、塩、煙草、喫煙具、郵便切手、収入印紙、観劇券、鑑賞券、プリペイドカード、テレホンカード、商品券、高速道路通行券等の販売並びに委託取次業務
11. 古物の売買
12. 保育所および託児所等の経営
13. 労働者派遣事業
14. 旅行業法に基づく旅行業

15. 出版物の発行及び販売
16. 建築工事、空調設備、電気水道工事、通信設備工事、管工事、消防施設工事、造園工事、室内装飾工事の設計監理及び請負施工
17. 駐車場の経営
18. 薬局、喫茶店、飲食店、遊戯場、スポーツ施設、文化教室の経営
19. 不動産の賃貸、売買、仲介及び管理業
20. 市外電話通信回線利用加入者の募集に関する代理店業務
21. 電気通信事業法に定める電気通信事業
22. 損害保険代理店業
23. 生命保険の募集に関する業務
24. 消費者金融、販売信用等の消費者信用に関する事業
25. 電気、ガス、水道、電話等の利用料金払込金の受入れ取扱い及び引越し並びに宅配便の取次業務
26. コインランドリー及びクリーニング業の経営
27. 産業廃棄物の収集、運搬並びに再生処理事業
28. 倉庫業及び貨物運送事業
29. 店舗・飲食店等の商業施設の開発及び商業用地の開発造成等の不動産の有効利用に関する企画、分析、調査、設計並びにコンサルティング業務
30. 各種自動販売機の設置委託取次業務
31. 前記関連各種企業に対し、前各号の商品の販売、経営指導及び業務受託
32. 前各号に附帯又は関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を茨城県水戸市に置く。

(機 関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、520,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の売渡請求)

第10条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すこと（以下「買増し」という。）を当会社に請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。

(株式取扱規則)

第12条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料等は、法令又は定款に定めるものほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに隨時これを招集する。

(基準日)

第14条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときはあらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員 数)

第19条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は15名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は5名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
4. 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、該当予選に係る決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

2. 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役副社長が、取締役副社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第27条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が定める額とする。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第31条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第33条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会規程)

第34条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(選 任)

第35条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任 期)

第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定期株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定期株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第38条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第39条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に支払う。

2. 前項のほか、当会社は、取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当（以下「配当金」という。）をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第40条 配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の配当金には利息をつけない。

附 則

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第1条 定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第16条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。

3. 本条の規定は、2022年9月1日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以下余白